

平成25年(ワ)第46号、第220号、平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悅子 外1573名

被告 国・東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(47)

(被告東電準備書面(17)に対する反論)

2017(平成29)年7月19日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝	代
同	廣	田	次	男	代	代
同	鈴	木	堯	博	代	代
同	米	倉		勉	代	代
同	笛	山	尚	人	代	代
同	渡	辺	淑	彦	代	代
同	坂	田	洋	介	代	代
同	吉	田	悌	一郎	外	代

第1 被告東電の主張の概要

被告東京電力は、その準備書面（17）において、原告ら準備書面（32）（初期混乱期以降の継続的被害について）に対する反論を行っている。本準備書面は、上記被告東京電力の準備書面（17）のうちの下記主張に対して反論を行うものである。

被告東京電力は、準備書面（17）において概ね下記のとおりの主張を行っている。

- ・ 法的な精神的損害の発生の有無については、被害者の主観的事情のみによって判断されるべきではなく、客観的事情に基づいて判断することが必要である。被害者が、主観的に強い精神的な苦痛を受けたと主張する場合であっても、これを法的な損害と捉えて加害者に帰責するためには、客観的にそのような精神的な苦痛が生ずるだけの科学的な根拠及び基礎となる事実があることが必要である（同2頁）。
- ・ 國際的に合意された科学的知見によれば、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することが難しいとされている（同5頁）。
- ・ LNTモデル（直線しきい値なしモデル）については、科学的に証明された事実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものである（同7頁）。
- ・ 仮に、LNTモデルの考え方従ってリスクを比較したとしても、年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、喫煙などの他の発がん要因によるリスクと比べても低いとされており、こうした社会生活上受容されている各種の生活上のリスクと比較しても、年間20ミリシーベルトの低線量被ばくによるリスクはさらに大幅に低いことが明らかにされている（同7頁）。
- ・ 本件事故発生当初の時期以降において、いわき市における空間線量率は大きく低減しており、また、いわき市民は、本件事故前と同様の生活状況を取り戻して

いることから、原告らが「平穏で安全な社会生活を営むこと」ができなくなったという原告らの主張はそもそも事実に反する（同3頁）。

- ・ いわき市内における低線量被ばくによる具体的な健康リスクが生じているとは認められないものであり、そのような中で、客観的な根拠に基づかない漠然とした不安や危惧感を原告らが抱いたとしても、そのことをもって権利利益の侵害にあたると評価できない（同8頁）。
- ・ 本件原発の原子炉は、安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったのであり、原告らの不安は、本件原発の状況についていわき市内に居住する住民の健康に対する具体的な危険に対する不安であるとはいえないから、かかる事情によっても、原告らが主張する精神的損害が基礎付けられるものではない（同13頁）。
- ・ 原告らが主張する人間関係に起因する軋轢などによって不快な思いをすることがあったとしても、それらは原告らとその周辺の個々人の人間関係や認識等に起因するものであり、本件事故による放射線の影響と相当因果関係のある法的権利の侵害に当たるということができない（同13～14頁）

第2 低線量被ばくのリスクについて

1 LNTモデルの妥当性について

(1) 被告東電は、上記のとおり、「国際的に合意された科学的知見」によれば、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいと主張しながら（同5頁）、他方で、LNTモデル（直線しきい値なしモデル）については、科学的に証明された事実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものであり、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告においては、同モデルの根拠となっている仮説を明確に実

証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないことが強調されていると主張している（同7頁）。

(2) この点、LNTモデル（直線しきい値なしモデル）は、低線量領域でも、ゼロより大きい放射線量は、単純比例で過剰がん及び／又は遺伝性疾患のリスクを増加させる、という仮説に基づく線量反応モデルであるとされている。

原告ら準備書面（4）において詳述したところであるが、ICRP2007年勧告（甲A23）においては、

「（62）がんの場合、約100mSv以下の線量において不確実性が存在するにしても、疫学研究及び実験的研究が放射線リスクの証拠を提供している。」

「（64）認められている例外はあるが、放射線防護の目的には、基礎的な細胞過程に関する証拠の重みは、線量反応データと合わせて、約100mSvを下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持すると委員会は判断している。」

「したがって、委員会が勧告する実用的な放射線防護体系は、約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に引き続き根拠を置くこととする。この線量反応モデルは一般に“直接しきい値なし”仮説又はLNTモデルとして知られている。この見解はUNSCEAR（2000）が示した見解と一致する。」

「年間およそ100mSvを下回る放射線量においては、委員会は、確率的影響の発生の増加は低い確率であり、またバックグラウンド線量を超えた放射線量の増加に比例すると仮定する。委員会は、このいわゆる直線しきい値なし（LNT）モデルが、放射線被ばくのリスクを管理する最も良い実用的なアプローチであり、“予防原則（UNESCO、2005）にふさわしいと考える。

委員会は、このLNTモデルが、引き続き、低線量・低線量率での放射線防護についての慎重な基礎であると考える（ICRP、2005d）。」

「現在の国際放射線安全基準に基づいている全体的なおおよその致死リスク係数である 1Sv 当たり約5%という委員会の勧告は、引き続き、放射線防護の目的に対して適切である。」

この結果、 100mSv 当たり約0.5%が、 10mSv 当たり約0.05%が致死リスクと考えるのが国際的な放射線防護基準となつてゐる。

しかも、この国際的な放射線防護基準の重要な根拠である広島、長崎の被爆者調査に関し、近年の研究結果は、このLNT仮説をより実証的に支持しているのである。たとえば、2012年に放射線影響研究所が発表した「原爆被爆者の死亡率に関する研究第14報（LSS第14報）」

（甲A304）は、

「全固形がんについて過剰相対危険度が有意となる最小推定線量範囲は0— 0.2Gy であり、定型的な線量閾値解析（線量反応に関する近似直線モデル）では閾値は示されず、ゼロ線量が最良の閾値推定値であった」（1頁）と結論付けている。これは「閾値」がなく、ゼロ線量からリスクが直線的に増加することを意味しているのである。

(3) このように、LNT仮説については、科学的に完全に実証されているとは言えないまでも、その妥当性を示唆する科学的知見が多数存在しており、単にICRPだけではなく、WHO（世界保健機関）やUNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）も、公衆の放射線防護のために採用しているものであって、それ自体が「国際的合意」というべきものである。被告らは、上記のようにしきりに「国際的合意に基づく科学的知見」を強調しながら（同5頁）、個人が放射線防護のためにとった被ばく回避措置に合理性があるかという点の論争においては、それ自体放射線防護のための「国際的合意」と言えるLNT仮説を

「科学的に実証されていない」として事実上放棄しようとするが、これは、極めてご都合主義であると言わざるを得ない。

さらに、ICRP2007年勧告においては、

「委員会は、個人線量で設定された参考レベルは、現存被ばく状況における最適化プロセスの履行と関連付けて使用すべきであると勧告する。その目的は、最適化された防護戦略、あるいはそのような防護戦略の漸進的な一連の拡張を履行して、個人線量を参考レベルより下に引き下げる事である。ただし、参考レベルを下回る被ばくは無視すべきではなく、防護が最適化されているか、又は更なる防護が必要かどうか確かめるため、それら参考レベルを下回る被ばく状況についても評価すべきである。…ある与えられた状況を管理するために履行される参考レベルの法的位置付けを決めるのは規制当局の責任である」

「現存被ばく状況の参考レベルは、…予測線量 1 mSv から 20 mSv のバンドに通常設定すべきである。関係する個人は、被ばく状況に関する一般情報と彼らの線量の低減手段を受けるべきである。個人の生活タイプが被ばくの重要な要因となるような状況では、教育や訓練とともに個人のモニタリングが重要な要素であることがある。原子力事故又は放射線事象の後の汚染された土地における生活は、この種の典型的な状況である」

「現存被ばく状況について参考レベルを設定する上で考慮すべき主な要素は、その状況の制御の可能性、及び類似状況の過去の管理経験である。ほとんどの現存被ばく状況では、被ばくした個人と当局者が、被ばくを“通常”と考えられるレベルに近いかあるいは同等のレベルまで引き下げる事を望んでいる。これは特に、NORM残渣や事故による汚染などのよう、人の活動から生じる物質による被ばくの状況に当てはまる」

としており、さらに、 100 ミリシーベルト 、 20 ミリシーベルト を下回る放射線量についても、

「関係する個人は、被ばく状況に関する一般情報と彼らの線量の低減手段を

受けるべきである」

として、各種の被ばくの回避措置を講じることを求めているのであって、このようなことから見ても、ICRPが、低線量被ばくにおいても、これ以下であれば健康リスクがないと言えるしきい値などおよそ存在しないことを前提にして、原子力事業者や当局者に対し、予想される被ばく線量に応じて放射線防護措置を求めていることは明らかである。

2 年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、喫煙などの他の発がん要因によるリスクと比べても低いとの主張について

(1) 被告東電は、仮に、原告らが主張するLNTモデルの考え方従ってリスクを比較したとしても、年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いとされており、こうした社会生活上受容されている各種の生活上のリスクと比較しても、年間20ミリシーベルトの低線量被ばくによるリスクはさらに大幅に低いことが明らかにされていると主張する（同7頁）。

(2) しかし、上記の知見自体は間違いではないのかもしれないが、それは、他の要因のみが発がんに影響を与え、低線量被ばくは影響を与えていないということではなく、それらの要因が共同成因的に影響を与えるため（甲A296）、それを区別してリスクを検出することが難しいだけであり、低線量被ばくが安全であることを意味するものではない。

一般に、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくの詳細な健康影響が未解明である原因として、統計的検出力が弱い可能性があるという点が挙げられている。すなわち、調査人数を多くしたり、調査期間を長くしたり、放射線感受性の高い集団に調査を絞ったり、被ばくでなりやすいがんを集中的に調べるなどして検出力を高めれば、健康影響を確認できる可能性がある。先ほど引用したLSS第14報（甲A304）の結論

も、53年間の調査期間を経て、多くの被爆者が疾病にかかり、死亡した結果明らかになった結論であり、未だ6年しか経過していない本件原発事故において結論付けることはあまりにも早計である。

そして、年間20ミリシーベルトを下回る被ばく量であっても、例えば、年間1ミリシーベルトの被ばくを10年間連続して受けたと仮定すれば、単純累積追加被ばく線量は10ミリシーベルトとなるが、これに上記のLNT仮説を単純に当てはめると、がん死亡リスクは0.05%上昇することになる。これは、同様の被ばくを余儀なくされた人が1000人いたとすれば、そのうち、5人が被ばくに起因するがんで死亡するというリスクである。これを小さいとみるか、無視できないとみるかは、そもそも自然科学量域の問題ではなく、個人あるいは社会がどこまでのリスクを受容するかという、社会的リスク受容の問題である。

そもそも、リスクがどの程度の大きさで、どのくらいの確率で発生するかを推定する「リスクの見積もり」には、科学的な思考が必要となるものの、そのリスクがどの程度ならば受け入れ可能かを判断する「リスク評価」は、科学の問題ではなく、社会的な合意事項と言えるであろう。損害を科学論争ではなく社会病理学的に捉えるべきことについては、原告ら準備書面（46）において詳述したところであるが、どれほど精緻にリスクを推定しても、そのリスクが受け入れ可能かどうかを科学的に判断することはできない。

(3) さらに、低線量被ばくによる身体的健康影響のリスクは、被ばくしてからすぐに現れるという性質のものではなく、数十年というスパンで晩発性のものである。しかも、がん死亡という結果発生は確率的なものであり、誰にでも公平に結果が生じるわけではない。具体的な結果が誰に発生するかは予測不可能であり、被ばくを余儀なくされた個人にとって、結果（具体的な健康への悪影響）が生じるかどうかは、不確実性と偶然性を伴うものである。このように、自分や家族に、将来の健康リス

クが現実の健康影響（がん死亡）として生じるかどうか、いつ生じるかは分からぬのであり、これは、被ばくを余儀なくされた住民らにとっては、「自分や家族への健康影響がいつ現れるか分からぬ」という強い精神的な不安・恐怖をもたらすことになる。

被告東電は、上記のとおり、年間20ミリシーベルトを下回る被ばく量であれば、これによるリスクは、喫煙や肥満、野菜不足など、他の健康リスクと比較しても隠れてしまうほど小さいなどと主張する。しかし、たとえば、がんはある特定の要因のみで発症するのではなく、様々な要因が共同成因的に影響を与えるものであるため、その要因間で影響の大小を議論しても、恐怖や不安が解消されるものではない。

また、言うまでもなく、本件原発事故による被ばくは、原告ら被害者が自ら望んだ被ばくではなく、そのリスクは受動的に押しつけられたものである。リスク受容に関して、利得が同じならば、リスクの選択が能動的と感じられるものは、受動的なものの1000倍のリスクでも受容されるというアメリカの研究があるが（甲A305・「リスク心理学入門」13頁）、現実に、たとえリスクが小さいと言われても、自分が能動的に受容したリスクではなく、自分でコントロールできない事象により、自分や家族が、将来、がんによって死亡するリスクが上昇するとされた場合、それを受容できないのは、人間の心理として当然のことである。したがって、自ら望まないかつ無用の（何らの利得のない）追加被ばくを余儀なくされた被害者の立場からすれば、野菜不足や肥満など生活習慣によって避けられる健康リスクとの比較により、恐怖や不安が解消されるものではないことは明らかである。

(4) このように、現在の科学では必ずしも定量的に明らかにすることのできないリスクについて、そのリスクをどのように捉え、対策を講じるか、どのような対策を講じるかは、科学的知見の問題ではなく、個人の自己決定ないし社会的合意の問題に他ならない。そして、リスクの捉え方と

そのリスクへの対策が個人の自己決定ないし社会的合意の問題である以上、そこには、リスクの大小や対策に必要なコストの考慮だけでなく、自ら望まず、また何らの有用性もない追加被ばくを余儀なくされた被害者の不安や危惧も正当に考慮されなければならない。

そもそも、低線量被ばくによる健康リスクの増加については、いまだ科学的知見によっては定量的に明らかにすることができない問題であり、科学的知見にもその時点での限界があることからすれば、現在の科学的知見のみによって全て割り切って判断しようとすること自体、到底無理なのである。定量的な科学的証明ができないことを奇貨として、まるで低線量被ばくが安全であるかのように主張し、通常一般人であれば当然に抱く不安や恐怖を無視し、被害を「健康リスクの増加の大小」という点のみに極端に矮小化しようとする被告東電の主張は、まさに被害者の切り捨てであり、許されるものではない。

(5) この点、原告ら準備書面(4)11頁以下において、災害によって人々が受ける精神的ストレスの中でも、原子力災害によって人々が受ける精神的ストレスは特異的なものであり、本件原発事故による精神的ストレスは、より一層特異的なものであることを指摘し、これらについての精神科医や心理学者の分析を引用している。

たとえば、井上弘寿（自治医科大学精神医学）『福島原発事故を契機に強迫性障害を発症した自閉症スペクトラムの1症例』臨床精神医学 Vol.41, No.9, 1217-1225 (甲A25) では、原子力災害の一般的な特徴として、放射能は目に見えず、感知器ないし検知することはできない。したがって、被ばくの可能性のある状況では、被ばくしたかどうかは感覚的にはわからないため、疑心暗鬼を生むことになる。そして、健康被害があるかどうかは長い年月を経過しないとわからない。チェルノブイリ原発事故後7年以降に実施された一連の研究から、チェルノブイリ原発事故における公衆衛生上の最大の問題は、身体的な影響ではなく、メン

タルヘルスに対する影響であることが明らかとなった。これは、原子力災害がいかに長期にわたってメンタルヘルスに影を落とすかということを物語っている。さらに、放射線災害では移動することによって危険を避けることができる。移動することによって回避できるからこそ、放射線の問題は懊惱をもたらす等の特徴が指摘されている。

また、中谷内一也（同志社大学心理学部）福島県立医科大学付属病院被ばく医療班編『放射線災害と向き合って』ライフサイエンス出版（甲 A 27 : 227 頁）では、「科学的には理解したけれど、それでも私は恐いものは恐いというのは、もう仕方ないと思います。我々は日常生活を、別に科学的な根拠だけに基づいて送っているわけではなく、『感覚的に嫌いなんだもん』とか『どうしてもこれが好きなんや』ということを送っているので、それをまったくなしにして、サイエンティフィックに日常生活を送れというのは無理だと思うんですよ。」、堀口逸子（順天堂大学医学部公衆衛生学教室）『リスクコミュニケーション』医学のあゆみ Vol.239, No.10, 1033-1037（甲 A 30）では、「リスクの受容については、専門家から、そのリスクについて知識がないからであり、知識が増えれば理解が促進され、受容されるといった意味合いの発言が聞かれるが、これは迷信であったことが心理学実験から明らかになったと紹介されている。」、山口一郎（国立保健医療科学学院生活環境部）『原子力災害後の現存被曝状況でのリスク・コミュニケーション』医学のあゆみ Vol.239, No.10, 1050-1055（甲 A 32）では、「リスク認知を考える現実とは客観的な世界の現実ではなく、社会的現実ではないであろうか。科学者は客観的事実がすべてと思うかもしれないが、科学者がもつている世界観がすべての人に通じるものではない。」などといった指摘がそれぞれなされている。

第3 地域の放射能汚染について

1 被告東電は、本件事故発生当初の時期以降において、いわき市における空間線量率は大きく低減しており、原告らが「平穏で安全な社会生活を営むこと」ができなくなったという原告らの主張がそもそも事実に反すると主張し（同3頁）、さらに、原告らが提出する証拠（甲A9～甲A15）による空間放射線量率を仮に前提としても、いずれも年間20ミリシーベルト（時間換算3.8マイクロシーベルト／時）を大きく下回っているのであり、いわき市内における空間放射線量率が住民の健康上問題のない数値で推移していることに何ら変わりないと断言する（同9頁）。

しかしながら、上記で述べたとおり、年間20ミリシーベルトを下回る低線量被ばくであっても、それが安全であることを意味するものではなく、さらに、リスクの受容は社会的合意事項であって、科学的に判断できるものではなく、したがって、被告東電において「いわき市内における空間放射線量率が住民の健康上問題のない数値で推移している」と断言できる性質のものではないのである。

2 土壌汚染について

(1) 他方で、本件原発事故では、福島第一原発から放出された放射性物質による深刻な土壌汚染が広がっている。土壌に沈着した放射性物質は、土壌と混じり合ってしまうため、容易に取り除くことはできない。放射性物質による土壌汚染を根本的に取り除くためには、土壌を取り除いて、汚染されていない土壌と入れ替える以外の決定的な方法はない。特に、半減期の長い放射性物質の場合には、長期にわたって放射線を放出するため、汚染は長期化する。本件原発事故では大量のセシウム137（半減期約30.1年）が放出され、土壌に沈着しているので、本件原発事故による土壌汚染の長期化は必至である。

放射性物質によって土壌が汚染されると、土壌から放射線が放出され、空間放射線量（空間線量率）を高くする。本件原発事故による外部被ば

くの原因は、初期被ばくにおける放射性プルームの影響を除けば、ほとんどの場合、土壤に沈着している放射性物質によるものである。

放射性物質で汚染された土壤で育った農作物や山菜、キノコなどには、放射性物質が移行して、食品が汚染される危険もある。汚染された作物をエサに育った家畜や、イノシシなどの野獣にも、放射性物質が移行し、蓄積されるという問題もある。現に、農産物や山菜、キノコなどや、家畜、イノシシなどの汚染が報じられていることは、すでに主張した通りである。

放射性物質に汚染された土壤から舞い上がるホコリは、これを吸い込むことによって、内部被ばくの危険が生じる。子ども（特に幼児）は、身長が低く、屋外での活動を好み、低年齢の場合には特に土をいじりたがる傾向があるので、土壤汚染による内部被ばくの危険に常に直面しているといつても過言ではない。

さらに、放射性物質に汚染された土壤は、時間をかけて次第に深部に染み込み、地下水汚染を招く危険性も高い。降雨などによって流出すれば、河川・湖沼・用水・ため池などの汚染にもつながる。

このように、放射性物質による土壤汚染は、深刻な問題をもたらし、派生する影響も大きい。

(2) 甲D第12号証の1は、原告山口剛の陳述書であるが、同人は、本件原発事故の翌年である2012（平成24）に、近所の仲間3～4人と一緒に、「久世原団地の放射線量を測る会」という任意団体を立ち上げ、同年3月から定期的に（当初は週に1回、2014年からは月に1回、2016年からは2ヶ月に1回の頻度）、自宅周辺の人がよく集まる所や子どもが通学したり遊んだりする地点など6ヶ所を選び、その地点の放射線量を計測するという活動を行ってきた。

具体的な測定方法は、各測定箇所ごとに、地面、地上50センチメートル、地上1メートルの3ヶ所の高さで測った。また、できるだけ正確

さを期すために、各測定箇所の上記3つの高さで3回（①90秒後の値、②その30秒後の値、③さらにその30秒後の値）測定し、その平均値を測定値とした。

その結果の測定データを見ると、まず2012（平成24）年の測定結果は、地面を測った値では、国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルトを上回る数値を計測した地点がかなりみられた（甲D12の4「久世原団地内放射線量 2012年各月第1月曜日」参照）。その後も、やはり地面を測ったデータを見ると、同じく毎時0.23マイクロシーベルトを超える数値を計測した地点が散見された（甲D12の5「A 久世原団地の放射線量（地面）」、同6「B 久世原団地の放射線量（地面）」、同7「久世原団地の放射線量（地面）’13年2月～’16年2月」参照）。

このように、同原告らが地道に取り組んできた放射線量の測定活動によって、同原告の自宅周辺の地域が相当程度放射性物質によって汚染されていることが分かった。

さらに、同原告の自宅の庭は、2014（平成26）年に除染のための事前モニタリング調査がなされたが、その結果は、自宅の庭の植栽の部分で毎時0.54マイクロシーベルトの線量が計測された（甲D12の8「事前モニタリング調査の結果について」参照）。本件原発事故から3年以上が経った時期に、同原告の自宅の庭でまだこのように放射線量の高い地点が存在したのである。

原告らは現在、他の原告の自宅等についても、適宜同様に土壤汚染の調査を行っており、その結果を提出する予定である。

(3) さらに、被告東電は、本件事故後において、福島県内で流通している食品の安全性は確保されており、かつそのことは広く周知されている実情にあるから、かかる事情の下において、原告らが福島県内で流通している食品の安全性に対する不安を仮に抱いたとしても、合理的・科学的

な根拠に基づくものとはいうことができず、かかる不安をもつて、原告らの法的な権利侵害に当たるということもできないなどと主張する（同9～11頁）。

しかしながら、本件原発事故後の新聞報道（甲A18の1～18の30）によれば、本件原発事故による放射能汚染により、一般家庭の食卓に並ぶ極めて多品目の県内産食品について、食品の放射性物質検査の結果、出荷制限がなされ、あるいは暫定規制値ないし基準値超えが発覚しており、こうした報道が極めて頻繁になされていることを原告らはこれまで主張してきた（原告ら準備書面（3）73頁以下、同準備書面（32）19頁以下）。

しかも、こうした食品の放射性物質検査はあくまでサンプル検査であって、現に流通している県内産食品全品を検査しているわけではないという根本問題も内包している。

甲A第283号証を見ると、本件原発事故から約5年以上が経過した2016（平成28）年6月24日時点において、露地栽培の原木しいたけは17市町村、施設栽培の原木しいたけは1町、露地栽培の原木なめこは2市、野生のきのこは福島県内のほぼ全域、たけのこは22市町村、くさそてつ（こごみ）は17市町村、野生のふきのとうは12市町村、畑で栽培されたわらびは1市、こしあぶらは県内のほぼ全域、ぜんまいは13市町村、たらのめは25市町村、野生のわらびは9市町村、ふきは1村、野生のふきは3町村、うわばみそう（みづ）は2町村、野生のうどは5市町村で出荷が制限されている。

当然のことであるが、県内のこれほど広範な地域において、これほど多品目の食材について出荷が制限されている都道府県は福島県をおいて他にはない。

また、いわき市農林水産部農業振興課が作成した「いわき市の農業の復興に向けた取組み」（甲A306）の24頁「いわき産農林水産物の

出荷制限状況」の部分を見ると、この表に掲げられたいわき産の食材については、「食品衛生法上の基準値・・・を超える放射性物質が検出されたことで、表に記された対象品目について、当分の間、出荷及び摂取を差し控えるようお願いいいたします。」と記載され、特に「野生きのこ」については「食べないでください」と強いトーンで警告がなされている。

そして、こうした状況下でありながら、福島県ではいわゆる「地産地消」のかけ声と、自治体の「復興」「安全安心キャンペーン」の下で、子どもの学校給食の食材に福島県産の食材が使用されている。

こうした状況からすれば、原告らが地元産食品の放射能汚染に対して抱えている不安（具体的には、放射性物質に汚染された食品等を摂取してしまい、それによって放射性物質を体内に取り込み、内部被ばくしてしまうのではないか、それによって将来、自分や家族に健康影響が出るのではないかといった不安）は、十分な合理的根拠を有するものであることは明らかである。

第4 本件原発事故が収束したとの主張について

- 1 被告東電は、「平成23年12月16日、原子力災害対策本部において、本件原発の原子炉は安定状態を達成し、事故そのものは収束に至ったことが確認され、原子炉の『冷温停止状態』の達成、使用済燃料プールのより安定的な冷却の確保等の目標が達成されていることから、発電所全体の安全性が総合的に確保されていると判断され、『放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に押さえられている』というステップ2の目標達成と完了が確認された旨公表されており、不測の事態が発生した場合も敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持することができるようになったため、安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったと判断されている」（同12頁）とし、「本件原発の状況についていわき市内に居住する住民の健康に対する具体的な危険に対する不安であるとはい

えないから、かかる事情によつても、原告らが主張する精神的損害が基礎付けられるものではない。」（同13頁）と主張している（いずれも下線部は原告ら代理人）。

2 しかしながら、以下に見るとおり、本件原発事故を引き起こした福島第一原発の現状を見ると、到底本件原発事故が「収束した」とは言えない状況であることは明らかであり、原告らの不安は十分な合理性を有している。

(1) まず、福島第一原発は、被告東電が指摘する上記の2011（平成23）年12月16日の「事故収束宣言」以降においても、数々の事象・事故・インシデントが頻発していることが新聞においても日々報道されており（甲A17の1～17の28）、実態として到底事故が収束したとは言えない状況にあることは、原告ら準備書面（3）12頁以下、同準備書面（32）23頁以下において主張したとおりである。

(2) さらに、2017（平成29）年4月15日に、「NHKスペシャル 廃炉への道 2017 核燃料デブリ 見えてきた道」という番組が放影された。この番組は、「見えてきた道」というタイトルとは裏腹に、福島第一原発の廃炉作業、特に核燃料デブリの取り出し作業について非常に悲観的な状況であり、到底原発事故が収束し、安定状態を保っているなどといった状況とは程遠い現実が克明に描かれている。

現在、周知のとおり事故を起こした福島第一原発は「廃炉」に向けての作業を行っているが、現段階における計画でも、この「廃炉」の工程は約40年間かかると言われている。

この廃炉工程の中で最も困難を極めると言われているのが、本件原発事故によって溶け落ちた核燃料（いわゆる核燃料デブリ）の取り出し作業である。現在の廃炉計画の工程表では、2021（平成33）年から

この核燃料デブリの取り出し作業を開始する予定であるとされているが、上記番組によると、現段階においても、メルトダウンした核燃料デブリの具体的な状況が十分に把握できておらず、核燃料デブリがどこにどれだけあるのかといったことすら分かっていないということである。

上記番組によると、2017（平成29）年の1月から3月にかけて、この核燃料デブリの状態を探るべく、福島第一原発の1号機及び2号機で、カメラと放射線測定器を装着したロボットを原子炉に潜入させる調査が行われた。その結果、同原発2号機の原子炉を支えるコンクリートの土台の外側部分で、毎時530シーベルトの空間放射線量が計測された。これは、人間が1分間浴びただけで死に至るとされる放射線量であり、本件原発事故から約6年が経過した時点においても、溶け落ちた核燃料デブリなどからこれだけの高い放射線量が検出されているのである。

そして、これだけの高線量下においては、核燃料デブリの取り出し作業は、当然人の手によって直接行うことができないため、ロボットによる遠隔操作に頼らざるを得ない。この遠隔操作ロボットによるデブリ取り出し作業の工法の開発費として、これまで約345億円の国費が投入されているが、遠隔操作の場合、モニター画面の映像のみを頼りに距離感を掴み、ロボットを操作することは非常に困難であるとされている。

さらに、これだけの高線量下の中での作業は、高い放射線量がロボットやカメラなどの電子機器に悪影響を与える可能性が指摘されており、こうしたことから、核燃料デブリ取り出しの工法開発も難航している。

上記の廃炉工程表によれば、2017（平成29）年には、この核燃料デブリの取り出しの具体的な方針を決定するものとされているが、現段階では、到底この方針を立てることができない状況であり、上記の計画通り2021（平成33）年から核燃料デブリの取り出し作業を開始することができるか疑問視されている（ちなみに、仮に計画通り同年か

ら核燃料デブリの取り出し作業を開始できたとしても、同作業が終了するののは2051年の見込みとのことである）。

上記番組によれば、国の担当者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構の執行役員である福田俊彦氏）も、リスクがあれば判断を延ばす（つまり、具体的な方針決定や作業開始時期を先送りする）可能性について言及している。仮に、計画通り同年からの取り出し作業の開始ができなかつた場合には、福島第一原発の廃炉作業はさらに長期間を要することとなる。

これまで、福島第一原発の廃炉作業については、すでに約1兆円の費用が投じられている。当初の段階では、同原発の廃炉作業にかかる費用の総額は約2兆円とされていたが、2016（平成28）年末には、この費用が約8兆円に膨らむとの試算が公表された。廃炉工程がさらに伸びることになれば、さらに費用が膨らむ可能性がある。

上記番組では、時間の経過によって福島第一原発の現状が明らかになるにつれて、廃炉作業の困難さがより明らかとなって行き、核燃料デブリを取り出すことができない限り、廃炉作業は「終わりなき闘い」に陥ることが指摘されている。

さらに、この核燃料デブリを冷やす水と地下水が混ざって発生する、放射性物質に汚染されたいわゆる「汚染水」は、現在も1日約130トンという膨大な量のペースで日々増え続けており、現在、同原発敷地内に一時保管されている汚染水タンクは900基以上になっている。

また、廃炉作業に伴って生じる様々な放射性廃棄物も、同原発の敷地内に一時保管されている状況である。今後、核燃料デブリの取り出し作業が開始されれば、さらに大量の高線量の放射性廃棄物が発生することになるが、その処理方針も定まっていない。

このように、福島第一原発において現在進められ、今後も約40年（あるいはそれ以上）の期間を要するとされている同原発の廃炉作業を子細

に観察すれば、本件原発事故が「収束」したとは到底言えない状況であることは益々明らかとなっている。

そして、福島第一原発から近接した地域にあるいわき市に居住する原告らは、同原発の廃炉作業が続く今後の数十年間という極めて長期間にわたって、また大規模な自然災害に襲われ、あるいは人為的なミス等が原因で、再び廃炉作業中の福島第一原発が大事故を起こし、さらに大量の放射性物質が放出されるかも知れないという危険や恐怖・不安に日々晒されている。したがって、原告らが感じる不安は十分に客観的な合理性のあるものであり、原告らはそのことによる多大な精神的苦痛を受け続けているのである。

第5 人間関係の分断や軋轢について

- 1 被告東電は、「原告らが主張する人間関係に起因する軋轢などによって不快な思いをすることがあったとしても、それらは原告らとその周辺の個々人の人間関係や認識等に起因するものであり、本件事故による放射線の影響と相当因果関係のある法的権利の侵害に当たるということができない。」などと主張している（同13～14頁）が、これは明らかに原告らの被害実態の本質に目を向けない荒唐無稽な主張であると言わざるを得ない。
- 2 原告らが主張する人間関係の分断や軋轢の具体的な内容というのは、たとえば家族内や親しい友人・知人等の間で、地域の放射能汚染の影響をおそれて地元から避難するか、あるいは地元にとどまって生活するか、福島県産の食材を購入するかしないか、家庭菜園で収穫した農作物を子どもに食べさせることの是非、子どもに福島県産の食材を使用した学校給食を食べさせるか、それともそれを拒否して子どもに弁当を持参させるか、福島県外に住んでいる子どもや孫を家に遊びに来させるか否か、こういった問

題の評価や意見の違いから生じるものである。

これらはすべて、本件原発事故に起因して生じている人間関係の軋轢や分断であって、いわき市民は、本件原発事故が起こらなければ、こうした意見の対立や軋轢などが生じることはあり得なかつたのである。

さらに、原告ら準備書面（32）の26～27頁で指摘した、いわき市民と、政府による避難指示区域からいわき市内に避難している避難者との間の軋轢については、主に本件原発事故による避難によって生じるいわき市内の急激な人口増や、被告東電からの不公平な賠償金支払いによって生じている本件原発事故の被害者同士の深刻な軋轢である。こうした軋轢が、本件原発事故とは無関係の「個々人の人間関係や認識等に起因するもの」であるなどとする被告東電の主張は、原告らをはじめとした本件原発事故の被害者を愚弄するものに他ならない。

また、被告東電は、原告らが受けるこのような人間関係の軋轢や分断によって受ける精神的苦痛について、「不快な思い」などと表現しているが、これも大きな誤りである。上記で述べたいわき市民の人間関係の軋轢や分断は非常に深刻であり、その結果、それまで正常な関係であった夫婦が離婚に至ってしまったり、親子、きょうだい、友人知人関係が絶交してしまったなどという話は枚挙にいとまがない。また、こうした軋轢や分断の結果、地域社会から排除されてしまったり、学校で子どもがいじめに遭ってしまうなどという被害も近時よく聞かれるところである。単なる「不快な思い」をするというようなレベルではないのである。

3 したがって、原告らが、本件原発事故による人間関係の軋轢や分断から生じる多大な精神的苦痛（単なる「不快な思い」ではない）は、本件原発事故と相当因果関係があることは明らかである。

以上